

令和5年高取町議会第3回定例会提案理由説明

本定例会に上程いたします議案は、発議案件1件、選挙案件1件、同意案件2件、認定案件2件、報告案件2件、議決案件5件、合計13件です。

なお、各議案につきましては、後日各委員会に関係課長から詳細を説明いたします。

日程4 「発第1号 高取町議会特別委員会の設置について」

地方自治法第109条第1項及び高取町議会委員会条例第5条第1項の規定により、高取町決算審査特別委員会を設置するものです。

日程5 「選第1号 高取町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について」

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行うものです。

日程6 「同第1号 高取町教育長の任命について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、高取町教育長の任命について議会の同意を求めるものです。

日程7 「同第2号 高取町監査委員の選任について」

地方自治法第196条第1項の規定により、高取町監査委員の選任について、議会の同意を求めるものです。

日程8 「認第1号 令和4年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度高取町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、学校給食特別会計及び後期高齢者医

療特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

日程 9 「認第 2 号 令和 4 年度高取町水道事業会計決算の認定について」

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度高取町水道事業会計の決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

日程 10 「報第 1 号 専決処分の報告について(令和 5 年 8 月 1 日専決) (令和 5 年度高取町一般会計補正予算 (第 4 号))」

歳入歳出予算の補正

補正予算額	70,200千円
(財源内訳)	
国庫支出金／国庫補助金	6,500千円
繰入金／繰入金	14,900千円
町債／町債	48,800千円
補正後予算総額	4,025,934千円

《予算委員会》

- ・公共土木施設災害復旧費において、令和 5 年 6 月 2 日の大雨により被災した箇所への復旧工事の実施に伴い、各費目合計 55,000 千円を増額補正するものです。

＜事業課＞

- ・公共土木施設災害復旧費において、令和 5 年 6 月 2 日の大雨により被災した与楽カンジョ古墳、与楽罐子塚古墳の復旧工事の実施に伴い、各費目合計 15,200 千円を増額補正するものです。

＜教育委員会＞

日程 11 「報第 2 号 専決処分の報告について(令和 5 年 8 月 1 日専決) (高取町子ども医療費助成条例の一部改正について)」

《教育厚生委員会》

- ・子ども医療費助成制度の改正に伴い、規定の整備を行うため、高取町子ども医療費助成条例の一部を改正するものです。 <住民課>

日程 1 2 「議第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について」

人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

日程 1 3 「議第 2 号 令和 5 年度高取町一般会計補正予算（第 5 号）」

歳入歳出予算の補正

補正予算額	25,368千円
(財源内訳)	
国庫支出金／国庫負担金	2千円
県支出金／県負担金	1千円
繰越金／繰越金	25,365千円
補正後予算総額	4,051,302千円

《予算委員会》

- ・老人福祉費において、介護保険特別会計の補正に伴い、繰出金 345 千円を増額補正するものです。 <福祉課>
- ・国民健康保険費において、国民健康保険特別会計の補正に伴い、繰出金 2,023 千円を増額補正するものです。 <住民課>
- ・基金費において、令和 4 年度の決算における繰越金のうち一部を財政調整基金に積み立てるため、積立金 23,000 千円を増額補正するものです。 <総務課>

《人件費補正》

- ・令和5年4月1日付けの人事異動等に対応するため、人件費の予算科目の組替補正をするものです。 <総務課>

日程14 「議第3号 令和5年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

歳入歳出予算の補正

補正予算額 (財源内訳)	21,081千円
県支出金／県負担金	2,970千円
繰入金／繰入金	2,111千円
繰越金／繰越金	16,000千円

補正後予算総額
《予算委員会》 946,009千円

- ・一般管理費、賦課徴収費及び健康対策費において、人事異動等に対応するため、各費目合計2,111千円を増額補正するものです。 <住民課>
- ・賦課徴収費において、法改正に伴うシステム改修を行うため、委託料2,970千円を増額補正するものです。 <住民課>
- ・基金費において、令和4年度の決算剰余金のうち一部を国民健康保険財政調整基金に積み立てるため、積立金16,000千円を増額補正するものです。 <住民課>

日程15 「議第4号 令和5年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

《保険事業勘定》

歳入歳出予算の補正

補正予算額 (財源内訳)	46,576千円
保険料／介護保険料	687千円

国庫支出金／国庫補助金	1, 151千円
支払基金交付金／支払基金交付金	131千円
県支出金／県補助金	575千円
繰入金／一般会計繰入金	345千円
繰入金／介護サービス事業勘定繰入金	237千円
繰越金／繰越金	43, 450千円

補正後予算総額 983, 752千円

《介護サービス事業勘定》

歳入歳出予算の補正

補正予算額	237千円
(財源内訳)	
繰越金／繰越金	237千円

補正後予算総額 5, 690千円

《予算委員会》

- ・任意事業費において、高齢者見守りあんしんシステムの利用対象者を拡充するため、委託料2, 991千円を増額補正するものです。 <福祉課>
- ・償還金において、国庫負担金等の過年度分返還金として、償還金、利子及び割引料37, 257千円を増額補正するものです。 <福祉課>
- ・基金費において、介護給付費準備基金への積立のため、積立金6, 328千円を増額補正するものです。 <福祉課>
- ・保険事業勘定繰出金において、サービス事業勘定から保険事業勘定への繰出金として、繰出金237千円を増額補正するものです。 <福祉課>

日程16 「議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について」

《総務経済建設委員会》

- ・高取町過疎地域持続的発展計画に新たな事業を追加するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、同計画を変更しようとするものです。 <総務課>